

○ 建築基準法第四条第一項の人口二十五万以上の市を指定する政令の一部を改正する政令案新旧対照条文 目次 1

建築基準法第四条第一項の人口二十五万以上の市を指定する政令（昭和四十五年政令第二百七十一号）（抄）

○ 建築基準法第四条第一項の人口二十五万以上の市を指定する政令（昭和四十五年政令第二百七十一号）（抄）（傍線部分は改正部分）

改正案				現行			
<p>、 建築基準法第四条第一項の政令で指定する人口二十五万以上の市は、次の表の市の欄に掲げるとおりとする。</p>							
(略)	東京都	(略)	都道府県	(略)	東京都	(略)	都道府県
(略)	八王子市 府中市 町田市	(略)	市	(略)	八王子市 町田市	(略)	市
<p>、 建築基準法第四条第一項の政令で指定する人口二十五万以上の市は、次の表の市の欄に掲げるとおりとする。</p>							
(略)	東京都	(略)	都道府県	(略)	東京都	(略)	都道府県
(略)	八王子市 町田市	(略)	市	(略)	八王子市 町田市	(略)	市